

島根県医師会役員等の報酬に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、島根県医師会定款第35条に規定する役員並びに代議員会議長及び副議長（以下、役員等という。）の受ける報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員等の受ける報酬は、次に掲げるところによる。

- (1) 会長 月額 200,000円
また、医師会の出務に関して週3回を上限として旅費を別途支給する。
- (2) 副会長 月額 100,000円
- (3) 常任理事 月額 60,000円
- (4) 理事 理事として理事会等に出務するごとに半日の場合 20,000円、1日の場合 30,000円とする。
- (5) 監事 監事として理事会等に出務するごとに半日の場合 20,000円、1日の場合 30,000円
但し、監査に出務する場合は30,000円とする。
- (6) 議長 議長として理事会等に出務するごとに半日の場合 20,000円、1日の場合 30,000円
但し、代議員会に出務する場合は30,000円とする。
- (7) 副議長 副議長として理事会等に出務するごとに半日の場合 20,000円、1日の場合 30,000円
但し、代議員会においては、議長を務める場合のみ支給することとし、その額は30,000円とする。

(報酬の支給定日)

第3条 会長、副会長並びに常任理事の報酬の支給定日は毎月21日（その日が休日にあたるときは、休日でないその前日）とし、理事、監事並びに議長、副議長の報酬は適宜支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(実施規定)

第5条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て定める。

(規則の見直し)

第6条 この規則は必要に応じて見直しを行うものとする。

(規則の改廃)

第7条 この規則を改廃しようとするときは、代議員会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に

関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 平成27年6月21日一部改正、平成27年6月22日施行